

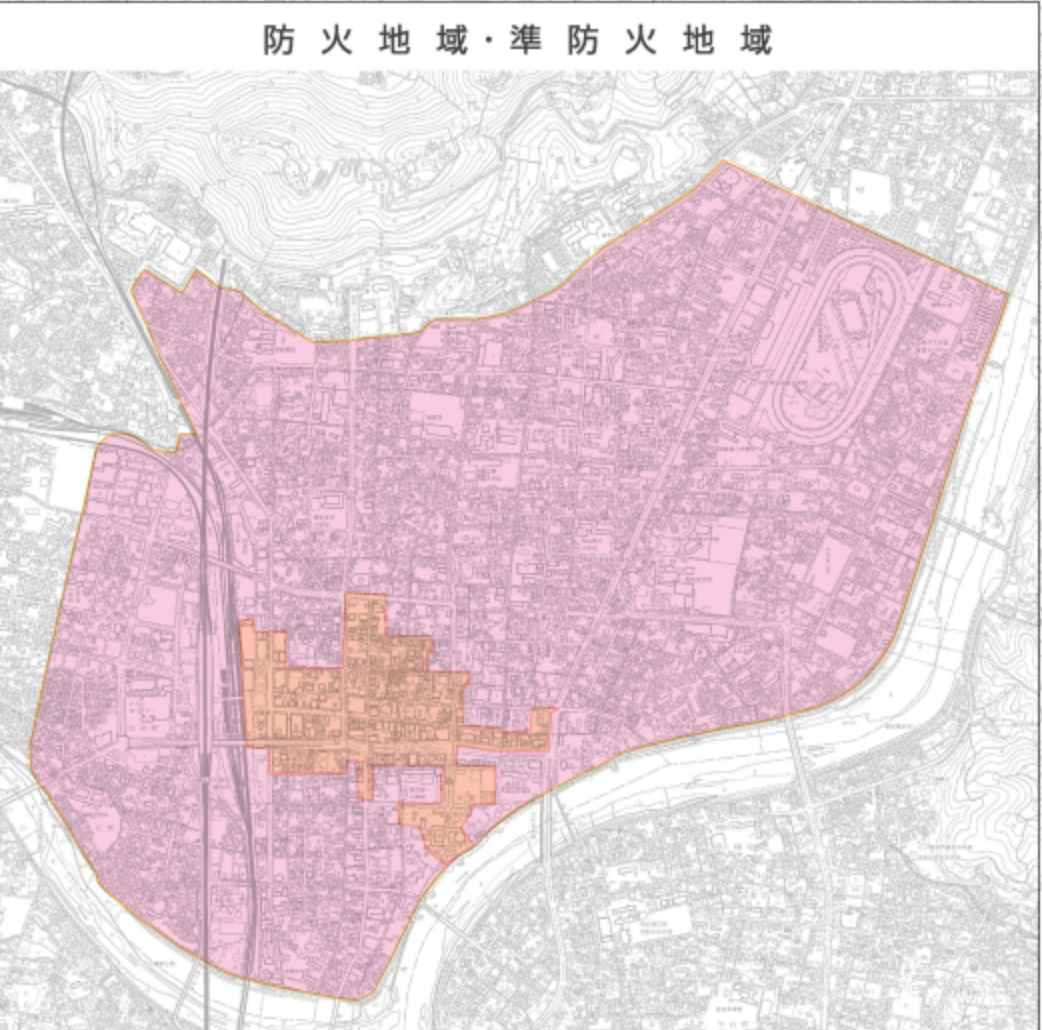
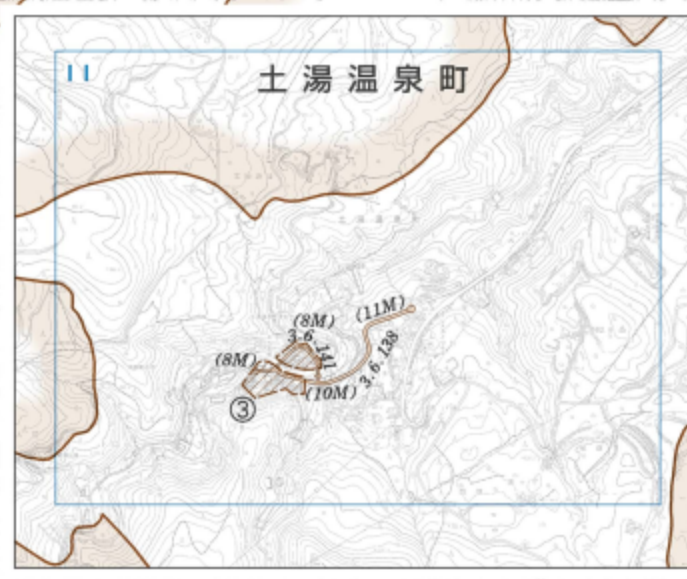

県北都市計画(福島)総括図

注 意

この総括図に示した都市計画区域は、市街化区域及び市街化区域外区域に区分され、その位置関係は、この総括図に示した都市計画区域の境界線及び市街化区域の境界線によって示されています。

また、この総括図に示した都市計画区域は、市街化区域及び市街化区域外区域に区分され、その位置関係は、この総括図に示した都市計画区域の境界線及び市街化区域の境界線によって示されています。

区分	凡例	備考
都市計画区域	境界線	
市街化区域	境界線	
用途地域	第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域	第一種住居地域
	第二種住居地域	第二種住居地域
	準住居地域	準住居地域
	近隣商業地域	近隣商業地域
	商業地域	商業地域
	準工業地域	準工業地域
工業地域	工業地域	
工業専用地域	工業専用地域	
高度利用地区	高度利用地区	都市計画区域の境界線及び市街化区域の境界線によって示されています。
防火地域	防火地域	図面左側に表示
準防火地域	準防火地域	図面左側に表示
風致地区	第1種	第1種
	第2種	第2種
	第3種	第3種
都市計画道路	都市計画道路	
公園	公園	
緑地	緑地	
墓園	墓園	
土地地区画整理事業	土地地区画整理事業	
地区計画区域	地区計画区域	都市計画区域の境界線及び市街化区域の境界線によって示されています。
都市計画法第34条第11号指定区域	都市計画法第34条第11号指定区域	都市計画区域の境界線及び市街化区域の境界線によって示されています。
令和2年人口集中地区(D.I.D.)	令和2年人口集中地区(D.I.D.)	都市計画区域の境界線及び市街化区域の境界線によって示されています。



都市計画道路(福島市)

番号	路線名	番号	路線名
3.1.1	福島駅前線	3.1.101	中央通り線
3.1.2	中央通り線	3.1.102	市街地中央通り線
3.1.3	市街地中央通り線	3.1.103	南大通り線
3.1.4	南大通り線	3.1.104	市街地南大通り線
3.1.5	市街地南大通り線	3.1.105	市街地南大通り線
3.1.6	市街地南大通り線	3.1.106	市街地南大通り線
3.1.7	市街地南大通り線	3.1.107	市街地南大通り線
3.1.8	市街地南大通り線	3.1.108	市街地南大通り線
3.1.9	市街地南大通り線	3.1.109	市街地南大通り線
3.1.10	市街地南大通り線	3.1.110	市街地南大通り線

都市計画公園(福島市)

番号	公園名	番号	公園名
3.2.1	中央公園	3.2.101	中央公園
3.2.2	中央公園	3.2.102	中央公園
3.2.3	中央公園	3.2.103	中央公園
3.2.4	中央公園	3.2.104	中央公園
3.2.5	中央公園	3.2.105	中央公園
3.2.6	中央公園	3.2.106	中央公園
3.2.7	中央公園	3.2.107	中央公園
3.2.8	中央公園	3.2.108	中央公園
3.2.9	中央公園	3.2.109	中央公園
3.2.10	中央公園	3.2.110	中央公園

県北都市計画事業土地地区画整理(福島市)

番号	事業名	番号	事業名
3.3.1	第一地区画整理	3.3.101	第一地区画整理
3.3.2	第二地区画整理	3.3.102	第二地区画整理
3.3.3	第三地区画整理	3.3.103	第三地区画整理
3.3.4	第四地区画整理	3.3.104	第四地区画整理
3.3.5	第五地区画整理	3.3.105	第五地区画整理
3.3.6	第六地区画整理	3.3.106	第六地区画整理
3.3.7	第七地区画整理	3.3.107	第七地区画整理
3.3.8	第八地区画整理	3.3.108	第八地区画整理
3.3.9	第九地区画整理	3.3.109	第九地区画整理
3.3.10	第十地区画整理	3.3.110	第十地区画整理

禁止事項

- この図面は、都市計画法第34条第11号の都市計画区域の境界線及び市街化区域の境界線を示すものである。この図面を基に、都市計画区域の境界線及び市街化区域の境界線を定めることには、都市計画法第34条第11号の規定に基づき、都市計画委員会の審議を経て、市長の裁量による必要がある。
- この図面は、都市計画法第34条第11号の都市計画区域の境界線及び市街化区域の境界線を示すものである。この図面を基に、都市計画区域の境界線及び市街化区域の境界線を定めることには、都市計画法第34条第11号の規定に基づき、都市計画委員会の審議を経て、市長の裁量による必要がある。
- この図面は、都市計画法第34条第11号の都市計画区域の境界線及び市街化区域の境界線を示すものである。この図面を基に、都市計画区域の境界線及び市街化区域の境界線を定めることには、都市計画法第34条第11号の規定に基づき、都市計画委員会の審議を経て、市長の裁量による必要がある。
- この図面は、都市計画法第34条第11号の都市計画区域の境界線及び市街化区域の境界線を示すものである。この図面を基に、都市計画区域の境界線及び市街化区域の境界線を定めることには、都市計画法第34条第11号の規定に基づき、都市計画委員会の審議を経て、市長の裁量による必要がある。